

第 8 回議会改革特別委員会

日時：平成 23 年 11 月 24 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 10 分

場所：議員協議会室

出席委員（8 名）

委員長 小 関 淳

副委員長 佐 藤 卓 也

委員 小 野 周 一 石 川 正 志 奥 山 省 三

伊 藤 操 小 嶋 富 弥 山 口 吉 静

欠席委員（0 名）

1 新庄市議会報告会実施要領（案）の検討について

- ・『班編成・班構成』で、一部前回の協議もれがあった部分につきまして、先進事例に倣い、“期別、年齢を基準とし、毎年議会運営委員会において協議し決定する”こととしました。また、各班に互選により代表者を置くこととしました。
- ・議会報告会の『開催方法』について、地域住民への周知を図るため、区長協議会に協力をお願いすることとしました。これについては、特別委員会委員長が連合区長会会長と事前協議を行い、その後の対応を協議することとで合意しました。
- ・議会報告会の『周知方法』については、議会だより、ホームページを主とし、回覧板やマスコミなども利用してお知らせすることとしました。
- ・『記録』については、参加者から出された質問、意見等の要点を記録するものとし、統一した様式を作成し記録することを確認しました。
- ・議会報告会の『次第等』については、以下のとおりとしました。なお、役割は各班で分担して実施するものです。
 - ①開会のあいさつ
 - ②議会報告
 - ③質疑応答
 - ④閉会のあいさつ
- ・住民から出される“質疑”については議会報告に関するものを原則としますが、これ以外の意見、提言等があった場合でも、これを遮

ることなく真摯に受けとめ、即答はしないが持ち帰って対応を協議することを確認しました。

- ・ 議会報告会では、議会だより（コピー）を主に、これを補足する資料、その他の参考資料を配付することとしました。
- ・ 議会報告会の『結果報告』については、議会だより及びホームページで報告することとします。
- ・ 市行政に対する意見、要望等で重要なものは、議長において取りまとめの上、市長に文書で送付することとしました。
- ・ 実施要領の『その他』として、以下のとおり盛り込むこととしました。
 - ①多くの参加者が発言できるよう運営に配慮する。
 - ②議員の発言は、特定の議員に偏らないよう良識をもって対応する。
 - ③報告会終了後は、成果・効果等について全体で反省総括する。
 - ④会場の設営等については、議員が中心となり主体的に準備にあたる。
- ・ 作成した実施要領に基づき議会報告会を行うこととなりますが、この実施にあたっては、更に詳細に内容を詰める必要があります。このため、特別委員を作業チームと位置づけ、このメンバーによる懇談会を随時開催して協議検討していくこととしました。

2 次回委員会について

- ・ 次回の委員会の開催日時は未定
- ・ 具体的な作業を行うための懇談会を開催することとしました。

平成 23 年 12 月 15 日（木）及び 22 日（木）

いずれも午前 10 時 00 分開議